

(g) 雇用保険不正受給者の通報者に対する報奨金の 新設

報奨制度を新設することにより、不正受給を発見し やすくする。

(h) 育児休業給付の改善点

申請期間が育児休暇の最終日後6か月以内から12 か月以内に延長された。また、休業期間中に仕事をし た場合、給付対象日から除外されるが、その仕事をし たとされる時間が「週18時間以上働いた者」から「週 15時間以上働いた者」へと拡大された。

参考文献——

- 韓国労働部 (MOL) 2005年12月5日付Labor news URL: http://english.molab.go.kr/
- ·韓国労働財団 (Koilaf) 2005年10月27日、11月18日、 12月28日付記事

URL: http://www.koilaf.org/KFeng/engLabornews/ bbs.php

- (注1) 基準雇用率とは、業種別の特徴等を考慮して設定したも ので、高齢者が就業しやすい業種においては高率、就業し にくい業種においては低率となっており、製造業2%、不動 産・運輸業6%、その他3%などである。ただし、不履行に対 する罰則はない。
- 製造業4%、不動産業42%、対事業所サービス17%、そ (注2) の他の産業7%。ただし、支給対象の労働者が全体の15% (大企業の場合は10%)を超える場合は15%分までとする。 さらに、無料職業紹介所事業を行う非営利法人等43か所を 高齢者人材バンクとして指定し、家庭ヘルパー、看病人など の単純労務職種を主として就業をあっ旋している。
- (注3) 協調的な労使関係を促進するため、労働者の経営参加 の一貫として労使の代表等が協議を行う場として、従業員 30人以上の事業所に労使協議会を設置づける法律。

中国

1 経済情勢 =

中国では消費の堅調な増加や輸出増による生産の 増加などから景気拡大が続いており、2005年の中国 の国内総生産額(名目額)は、約2兆2.257億ドル、実質 成長率10.2%で3年連続10%を超える高い伸びを示 した。中国政府による引き締め政策の実施にもかかわ らず、成長率は目標(8%前後)を大幅に超過した。

一方、都市と農村の経済格差の拡大、金融、エネル ギー、環境社会保障等、多くの課題も抱えている。

〈表2-61〉中国の実質GDP成長率と消費者物価上昇率

					(%)
	2001	2002	2003	2004	2005
実質GDP成長率	8.3	9.1	10	10.1	10.2
消費者物価上昇率	0.7	-0.8	1.2	3.9	1.8

資料出所 内閣府経済財政分析統括官付海外担当「月刊海外経済

2 雇用·失業対策 =

(1) 雇用•失業情勢

中国では近年、急速な経済成長が進む中、計画経済 体制から市場経済体制への転換に伴い、貧富の差の 拡大、地域間経済格差の増大等、さまざまな問題が現 れてきている。

就業者数は、年々増加傾向にあり、2005年で7億 5,825万人となった。労働・社会保障部(注1)は、今後も暫 くこの増加傾向が続くとみている。

失業動向を見ると、ここ数年失業者数(注2)は増加して おり、失業率も増加している。しかし2004年の失業率 は前年を0.1ポイント下回り、ここ10年来で初めて減少 したが、今後の失業率の推移について、労働・社会保 障部は結論を出せないとしている。2005年は前年度 と同じく4.2%であった。

また、政府公表による失業率は依然低い水準で推移 しているものの、人口の8割を占める農民の出稼ぎ労 働者の問題や、1990年代半ばからの国有企業改革の



進展等に伴い依然として多数が存在する下崗(シアガン)労働者(ਖ਼3)の問題がある。

下崗労働者の一部は年齢が高く、教育程度も低いため、再就職は厳しいが、政府・党は、縮減させる施策を進めていて、2005年11月には76万人にまで減少した。

全国都市平均に係る求人倍率は、2005年には第1四半期の0.94倍が第2四半期に0.95倍、2006年第2四半期に0.96倍と上昇トレンドで推移した。沿海部の労働力不足、内陸部の労働力余剰から、雇用情勢の内域差は大きく、2006年第2四半期に、求人倍率の高かったのは、深セン(沿海部)で1.56ポイント、北京で1.35ポイント、などとなっている(労働・社会保障部ホームページ「中国労働力市場」より)。

〈表2-62〉中国の雇用・失業の動向

	(万人、%)							
				2001	2002	2003	2004	2005
就	業	者	数	73,025	73,740	74,432	75,200	75,825
失	業	者	数	681	770	800	827	839
失	美	É	率	3.6	4.0	4.3	4.2	4.2
下崗労働者数			515	410	260	153	_	

資料出所 中国国家統計局「中国労働統計年鑑」、労働社会保障部 「労働者界保障事業発展統計広報」、駐中国日本国大 使館

(注) 失業者数及び失業率は都市部のみ(「都市部登記失業率」:職業紹介所に登録した者のみ)

(2) 雇用・失業対策の概要

計画経済体制から市場経済体制への転換に伴い、 さまざまな問題が現れてきたことから、雇用保険制度 の創設や、広域の職業紹介システムの導入等が行わ れてきた。

今後は、パート労働者や派遣労働者といった非正規 労働者の保護や、経済発展に伴い不足している技術 者、高技能労働者を養成する職業能力開発等に関心 が持たれている。

(3) 若年者雇用対策

a 若年者をめぐる人口・労働市場の動向

中国の人口は、2003年末までに、12億9千万人に達しており、16歳から34歳の若年層は3億8千万人で、全体の29%を占めている。都市及び地方の労働力人口は、それぞれ2億5639万人(34.4%)、4億8793万人(65.6%)となっており、近年は、余剰労働力を抱える

農村部から都市部への出稼ぎ労働者が増大している。 都市部における(登録)失業者数は約800万人、(登

録)失業率は4.3%となっている(いずれも2003年)(注4)。 都市部における(登録)失業者のうち若年者が51%を 占めている。

また、近年では、大学卒業者の就職問題が発生している。1999年に大学定員が大幅に拡大され、2003年にこれら急増した大学生が最初の卒業を迎えた(2003年の大卒者は212万人で、前年比46%増)。こうした卒業者数の大幅な増加に加え、2003年春のSARS流行により、大学生の就職活動が事実上不可能になるという事態が重なったこともあり、大卒者の就職率は50%(2002年は65%)に落ち込んでいる。

さらに、国営企業改革や経済改革により解雇される 若年労働者が多数に上っている。

こうしたことから、若年雇用問題は、中国が直面する 重要な課題となっている。

b 主な若年雇用能力開発対策

(a) 概 要

aでみたとおり、中国の若年雇用問題は、①農村部から都市部へと大量に流入する若年労働者の失業問題、②国営企業等から解雇された若年失業者問題及び③就職が困難な大学卒業生の大きく3つに分けることができる。

①については、都市部への流入前の段階で技能を 高めることを優先課題として職業訓練を実施するとと もに、企業に対しても優遇措置を施し、若年雇用を促 進している。

②については、起業支援を含めた技能訓練が実施 されている。

③については、高学歴の若者を、立ち後れた西部開発のための人材として位置付けることにより、国土の均衡ある発展と若年雇用問題を並行的に解決しようとしている。

(b) 職業訓練の強化

新しい産業の発展に寄与するために求められる専門的な技術や就業経験を有していないことが若年者の雇用を困難なものにしている要因である。こうした認



識のもと、中国では若年労働者に対する職業訓練の強 化が継続的に実施されている。

ア 技能労働者学校

技能労働者学校においては、若年労働者に対し、技能を習得させるための初歩的な職業訓練が実施されている。技能労働者学校は、2003年末までに、全国で3,167校(高等技能労働者学校274校を含む)が設置されており、191万人の学生が登録されている。

イ 起業促進プログラム

若年者の起業を促進するため、起業促進プログラムを実施している。2003年、労働・社会保障部は、北京、天津、上海やその他の都市に国立起業パイロットを設置し、そこでSYB(Start Your Business、自己企業開始)訓練モデルの普及を図っている。SYB訓練とは、中小企業の起業のために、国際労働機構(ILO)が開発した訓練プロジェクトである。少人数制の学習方法を採用しており、知識教育、例題分析、シミュレーション、ディスカッション等の方法を採用している(準5)。プログラム修了者には、起業の際に、ガイダンス、税金の免除、少額貸付、フォローアップサービス等の支援措置が採られている。2003年、29万人が起業促進プログラムに参加し、そのうちの15万人、52%が起業に成功しているとされる。

ウ 若年労働者技能向上計画

労働・社会保障部と関係政府機関が連携し、2004年から5年間をかけて、若年労働者の技能を向上させる計画が実施されている。若年者に対して技能訓練、技能競争、職業資格審査、動機付けの改善等を行うことにより、上級、中級、初級それぞれの技能レベルの若者の構成割合が適正なものとなるようにすることを目指している。当該計画に参加する若年労働者のうちの80%を、より上級のレベルに到達させることにより、40万人の若年労働者を上級レベルに、7万人を技術監督者に、3万人を上級技術監督者にすることを目標としている。

エ 大卒者に対する職業見習プログラム (インターンシッププログラム)

大学卒業生の中には、実際に働いた経験がないため、容易に仕事に就けない者がいる。そこで、職業見習パイロットプランを実施している。これは、大学卒業生に企業実習を受けさせることにより、職務遂行能力とエンプロイアビリティを高め、雇用を促進することを目的としている。上海では、2002年に導入され、その後全国的に拡大している。2004年7月までに、合計で4万2千人が見習プログラムに参加、3万4千人が修了し、そのうち1万9千人(56%)が見習期間の後に職を得ている。2004年には、10以上の地域と都市で大学卒業生に対する見習プログラムが実施されている。

(c) 都市部の若年失業者に対する支援措置

中国政府は、都市部の若年失業者に対する企業の需要喚起を図るための施策を実施している。具体的には、社員の60%以上を都市部の若年失業者から採用する新しい企業については、3年間所得税(法人税)が免除される。税の免除期間が満了した年に、若年失業者を社員全体の30%新たに採用すれば、向こう2年間は所得税(法人税)が半減される。

また、無料で職業紹介を行う公共職業サービスシス テムを設立するとともに、若年労働者に対する職業ガ イダンスを強化し、職業訓練に誘導している。

(d) 大学卒業者の雇用促進対策

ア 農村部における就業の奨励

大学卒業生の雇用の場を広げる施策の一環として、 農村地帯でのボランティア就労が奨励されている。具 体的には、中国西部の貧窮地帯において、教育、農業 及び当該地域が貧困から抜け出させるための事業に2 年間従事するというものである。

イ 居住制限の廃止

あらゆるタイプの企業や団体、特に中小企業や民間 企業に対し、大学卒業者の雇用を推奨している。大学 卒業者の就職のための移動を可能にするため、多くの 都市において、居住制限が撤廃されている。



ウ 起業等の奨励

大学卒業生に対し、起業すること及び柔軟な雇用形態を取ることを奨励している。このため政府は、税やその他の行政上の負担についての優遇措置や少額貸付制度、起業開始のための訓練、実践的なガイダンス、経営方針に関する相談、プロジェクトの評価、起業後のアドバイスを実施している。

エ ガイダンス等

大学卒業生に対する雇用サービス情報ネットワーク が発足し、職業ガイダンス等が提供されている。

オ 高度な職業訓練の提供

上級職業学校(大学)卒業生に対する職業資格訓練 プログラムが実施されている。これは、上級職業学校 (大学)の新規卒業生に対し、職業資格訓練や技能評 価を提供するものである。

(e) 解雇された若年労働者の再雇用を促進するための 起業支援

国営企業改革や経済改革により解雇される若年労働者が多数に上っている。こうした若年労働者の再雇用に向けて、労働・社会保障部では、1998年初頭から、「解雇された若年労働者のための事業立上げプログラム」(Business-startup for Laid-off Young Workers)を実行している。これは、解雇された若年労働者が自ら事業を立ち上げることに焦点を当てている。同プログラムにより、2003年末までに、21万人の若年者に職業訓練を施すとともに、4万4千人の事業の立上げを支援し、60万人以上の解雇者に仕事を提供している。プログラムの主な内容は下記のとおりである。

- ア 優れた若年起業家を支援し、育成すること
- イ 解雇された若年労働者に対し、技能訓練を行うこと
- ウ 再雇用のための職業あっ旋を行うこと
- エ 解雇された若年労働者の仕事に対する態度を変えさせ、起業家精神を高めること

(f)雇用準備制度

雇用準備制度は、「先ず訓練を受け、後に就職する」 (先培訓、後就業)^(強6)という方針のもと、訓練を通して 若年労働者の職業能力を高め、優秀な労働力を蓄積 するために採用された新しい就労支援システムである。 労働市場への新規参入者のエンプロイアビリティを効 率的に高め、その雇用の幅を広げ、キャリアアップのた めの基盤を構築することが期待されている。1999年に 中国の公式な制度として設けられ、全国に展開された。 このシステムにより、都市に在住する中学又は高校卒 業生で、それ以上の教育を継続することができない者 や、これとは対照的に、地方在住で非農業部門に転職 したいと考えている者、都市で働きたいと考えている 者は、1~3年の間、職業訓練や職業教育を受講し、希 望する職業に関連する職業資格証明書を得るか、一 定の職業技能を習得した後、労働市場に参入する。技 能労働者学校、職業訓練センター、民間の訓練機関が 雇用準備制度における訓練を実施する役割を果たし ている。2003年には、都市部の上級学校に進学できな かった126万人の中学校、高等学校卒業生が参加して いる。

(g) 都市部に流入する若年労働者対策

都市部に働きに出る地方出身の若年者を含むあらゆる求職者に対して仕事に関する情報を提供するため、中国の主要大都市及び中規模都市において、雇用情報ネットワークが設置された。また、労働力供給地域の労働当局は、労働力流入都市に事務所を設置し、出稼ぎ労働者の権利や利益を保護している。さらに、地方出身の労働者の技能や職業適性と都市部で必要とされる仕事とのミスマッチを解消するため、中国政府は地方政府に対し、出稼ぎ労働者の職業技能訓練を推進し、職業適性とエンプロイアビリティを高めるよう指導している。具体的には、労働力供給地域に対し、出稼ぎ労働者の流出前に訓練を実施することを優先的に支援している。

(4) 雇用保険制度

失業保険制度は、それまでの国有企業被用者に限定した制度から発展し、1999年から、都市部の集団所有制企業、外資系企業、私営企業等被用者まで対象者を拡大した制度として運営されている。2004年末時点で加入者は1億人を超えており、うち非国有企業労働



者割合が全体の約4割である。

保険料率は、企業が賃金総額の2%、被用者が同1%となっている。失業給付の水準は、離職前の賃金とは関係なく、最低賃金の7~9割となっている。2000年の平均支給額(年額)をみると、全国平均では1,704元、北京市の3,751元から山西省の614元までかなりの幅がある。給付期間は、被保険者期間に応じ1~2年となっている。

失業保険制度には、①失業給付の他、その基金による、②職業訓練、③雇用促進(再就職促進と生産自救 (失業者の雇用のための会社設立支援等))の3つの機 能がある。

〈表2-63〉中国の失業保険加入者数等の推移

(万人)

					())/()
	2001	2002	2003	2004	2005
失業保険加入者数	10,355	10,182	10,373	10,584	_
失業保険給付受給者数	312	440	415	419	_

資料出所 在中国日本国大使館

(注) 失業保険受給者数は各年末時点

(6) 職業能力開発対策

職業訓練分野においては、2004年には、①高度技能労働者養成の事業を行ったり(「3年で50万人の技術者を新たに養成する計画」等)、②再就職・創業支援のための職業訓練、農民の職業転換訓練などを実施している。

〈表2-64〉中国の職業訓練校卒業者数の推移

(万人)

					(/)/(/
	2001	2002	2003	2004	2005
職業訓練卒業者数	317	290	284	351	_

資料出所 在中国日本国大使館

3 労働条件対策 =

(1) 賃金・労働時間及び労働災害の動向

都市部被用者の年間賃金上昇率は、ここ数年、毎年10%を上回っている。

労働力不足の沿海部などでは高く、内陸部では低くなっていて、賃金の地域差は大きい。

全国又は都市部をすべてカバーする労働時間統計 はない。北京市の実態を2000年の統計から推計する と、労働者の週平均労働日数は5.9日(男性6.0日、女性 5.8日)で、週7日又は週56時間以上の労働者は全体 の44%とされている。

2004年には、鉱山・工業・商業分野での労働災害に よる死者数は17,196人で、前年を5.1%下回った(レ ゼコー紙2005.1.5号)。

また、2004年の炭鉱における死亡者数は6,037人で、前年比マイナス6.3%となった。

〈表2-65〉中国の賃金及び消費者物価上昇率の推移

(元、%)

					() () ()
	2001	2002	2003	2004	2005
年間賃金(都市部)	10,870	12,422	14,040	16,024	18,405
対前年上昇率	16.0	14.3	13.0	14.1	12.9
消費者物価上昇率	0.7	-0.8	1.2	3.9	1.8

資料出所 中国国家統計局HP、内閣府経済財政分析統括官付海 外担当「月刊海外経済データ」

(注) 1元=13.39円(2006年4月時点)

(2) 最低賃金制度

中華人民共和国労働法第49条により、最低賃金は 国が制度を定め、具体的基準については省、自治区及 び直轄市(北京、天津、上海)が定めるものとされてい る。なお実務上は、同一の省、市及び自治区内であって も、市内及び郊外等の別によって異なった最低賃金が 定められる。

(3) 労働時間制度

標準労働時間は1日8時間、週40時間とされている。

(4) 出産休暇及び育児休暇制度

女性労働者の出産休暇は90日間で、そのうち産前 休暇は15日間である。難産の場合は、出産休暇を15日 間増やすことができる。多胎児出産の場合は、2人目以 降の嬰児1人につき、出産休暇を15日間増やすことが できる。

(5) 労災保険制度

政府は労災予防、労災補償、労災リハビリを結合させた労災保険制度を設立した。2003年に国務院(建立)は、「労災保険条例」を発布し、労働社会保障部は「労災認定弁法」を公布した。それぞれ2004年1月1日から施行されており、労災の範囲、認定基準、手続き等を詳細に定め運用体制の整備に努めている。



4 労使関係施策=

(1) 労使団体

労働組合は、中国で「工会」とよばれている。その全国組織は中華全国総工会である。1992年4月3日に発布された『中華人民共和国労働組合法』は、労働組合は労働者が自由意思で結合する労働者階級の大衆組織であると規定している。

使用者団体には、中国企業連合会・中国企業家協会 (CEC/CEDA)がある。会員は、国有、独資、外資を含む 企業、地域経営者団体、産業別経営者団体からなり、 現在43万8700会員を有する。企業改革の推進におい ては政府と企業のパイプ役となり、労使関係分野の経 営者の育成、企業内労使のパートナーシップの養成を 行っている。

(2) 労働争議の発生件数等

企業内で解決しなかった労使紛争は、労働行政主管の代表、労働組合の代表、使用者側の代表から構成される仲裁委員会にかけられる。仲裁委員会による労使紛争の受理案件は引き続き増加している。2002年の各レベルでの受理案件は22.6万件であったが、2004年には26.05万件と報告されている。このうち2004年については集団・個別の内容をみると集団的労使紛争は、1万9000件で、大半は個別的労使紛争であるといえる。紛争の主な原因は、労働契約の解除に関するものが最も多く、つづいて報酬、保険、福利に関するトラブルの順となっている。

5 労働施策の最近の動向 —

●失業率統計方法を2006年から変更に

東方早報(东方早报)紙は、10月24日付けで、北京統計局(北京统计局)スポークスパーソンの話として、2006年下半期から、中国が失業率の統計方法を変更してサンプル調査による方式にすることを明らかにした。

現行の失業率は、都市にある職業紹介所に登録している「登記失業者」を対象としており、業務統計を基にしたものである(「城鎮登記失業率」;1994年以来採用)。

新しい統計手法では、今まで失業者にカウントされ

なかった民工(注8)も失業者にカウントされることになるとされ、統計方法改訂後は失業率がかなり高くなることが予想される。

- (注 1) 中華人民共和国国務院に属する行政部門のひとつで、 労働、社会保障全般を統括する。日本の省に相当する。同 部は政策の大枠を提示するにとどまり、具体的な施策の細 部や執行は地方機関に委ねられている。
- (注2) 中国において失業者とは、非農業の戸籍を有し、男性16 ~50歳、女性16~45歳の年齢で労働する意思と能力がありながら就業できずに、職業紹介所に求職登録をしている者(「城鎮登記失業人員」)とされていて、はじめから農村部の失業がカウント外になっている。
- (注3) 下崗労働者とは、「国有企業を始めとする所属企業の経営悪化等の理由により、職場を一時帰休するものの、元の企業との労働契約を依然として保持しており、一定額の基本生活手当が支給されている者」をいう(社会主義国の中国では、国有企業には失業はあり得ないという建前のため、こうした者は、正式に失業者とは呼称できず、統計数値にカウントされない)。政府・党は、下崗制度を廃止し、失業保険制度へ段階的に移行させる方針にしている。
- (注 4) 中国政府が公表する失業統計は、都市部において就業 サービス機関に求職登録した者のみを失業者としてとらえ ている。具体的には、①都市戸籍を持つ16~50歳(女性45 歳)の者であって、②仕事をすることが可能で、仕事がなく、 就業意欲を持ち、かつ地元の就業サービス機関に求職登 録をしている者をいう。
- (注 5) SYB訓練については、西岡由美(2005)「第2部アジア諸 国における職業訓練政策 第1章中国における職業訓練 政策」『アジア諸国における職業訓練政策-若年層を中心 に一』労働政策研究・研修機構、P25の記述に基づく。
- (注 6) 西岡由美(2005)「第2部アジア諸国における職業訓練政策 第1章中国における職業訓練政策」『アジア諸国における職業訓練政策」『アジア諸国における職業訓練政策-若年層を中心に-』労働政策研究・研修機構、P24
- (注7) 中国の最高の国家行政機関であり、最高の国家権力機 関及び執行機関
- (注8) 農村から都市へ仕事を求めてやって来た臨時労働者を 指す。臨時といっても1年以上長期にわたって、同一の都 市で仕事を続ける人も多い。

北京市や上海市など建設ラッシュにある大都市では労働需要が豊富なため、「民工ブーム」と呼ばれる現象が起きている。しかし、民工は、「都市戸籍」を持たないため、実際に生活している都市における社会保障制度を受けられないほか、就学年齢に達した児童が、親と一緒に住んで通学することも困難で、給料の未払いなどの事件も発生している。

こうした悪条件でも大都市に民工が集中する背景には、 都市と農村との間にある巨大な所得格差という構造が存在 するためといわれる。